

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年9月25日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：バングラデシュ国持続的な橋梁維持管理能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国持続的な橋梁維持管理能力向上プロジェクト

調達管理番号：24a00597

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月25日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国持続的な橋梁維持管理能力向上プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年12月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度(2025年2月頃)
- 2) 2025年度(2026年2月頃)
- 3) 2026年度(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年10月1日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年10月2日 12時
3	質問への回答	2024年10月7日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年10月18日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年10月31日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「バングラデシュ国持続的な橋梁維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 23a00602)の受注者(インテムコンサルティング株式会社)及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/kL2hKuw7SX>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例：24a00123_〇〇株式会社_見積書]

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (1) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評

価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	パイロット事業の橋梁の選定基準について	第3条 2. 実施方針及び留意事項（6）パイロット事業の橋梁の選定について
2	DXを活用した業務効率化	第3条 2. 実施方針及び留意事項（8）DXの活用について
3	研修カリキュラムの作成方針について	第4条 2. 本業務にかかる事項（1）プロジェクトの活動に関

		する業務 ③成果3に関わる活動
4	本邦研修のテーマ、訪問先	第4条 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修・招へい

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年11月
- ・ R/D署名：2024年6月2日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 実施方針及び留意事項

(1) 日本側プロジェクト実施体制

本プロジェクトにおいては、日本側は発注者が別途派遣する長期専門家1名（チーフアドバイザー。国土交通省より派遣。2024年10月～2027年10月に派遣予定）と本業務実施契約の業務従事者による体制とする。受注者および本業務実施契約の業務従事者は、長期専門家と十分な情報交換、意思疎通および調整を図ることとするが、本業務実施契約の業務主任者への指示は監督職員が行う。

長期専門家と本業務実施契約の業務従事者の役割分担は表1の通り。うち、◎の業務については、主担当としてその活動の実施及び活動に関する取りまとめまで行うことを想定している。また、○の業務については、取りまとめは行わないものの、活動は実施する。

表1の通り、長期専門家は道路交通橋梁省道路・国道部（Roads and Highways Department, Ministry of Road Transport and Bridges。以下、「RHD」という）の橋梁維持管理にかかる制度企画・計画づくり・発注者としての監督業務を中心に担当し、本業務実施契約の業務従事者は研修業務、民間事業者への外注化の取り組みの周知、マニュアルの改訂、パイロット事業に関する技術的な資料の作成業務を中心に担当する。現地業務においては、本業務実施契約の業務従事者と長期専門家との間で日常的にコミュニケーションを十分に取り、また定例の現地ミーティングの実施等によって、活動実施状況や進捗に応じた業務の進め方を確認および議論をしつつ、業務を実施する。

表1：日本側プロジェクト実施体制

本プロジェクトの活動	長期専門家	短期専門家
	省庁推薦	本業務実施契約の業務従事者
	チーフアドバイザー	コンサルタント
成果1 RHDの橋梁維持管理能力が向上する。		
1.1 民間事業者への外部委託も含む橋梁点検の年間計画を策定する。	◎	○

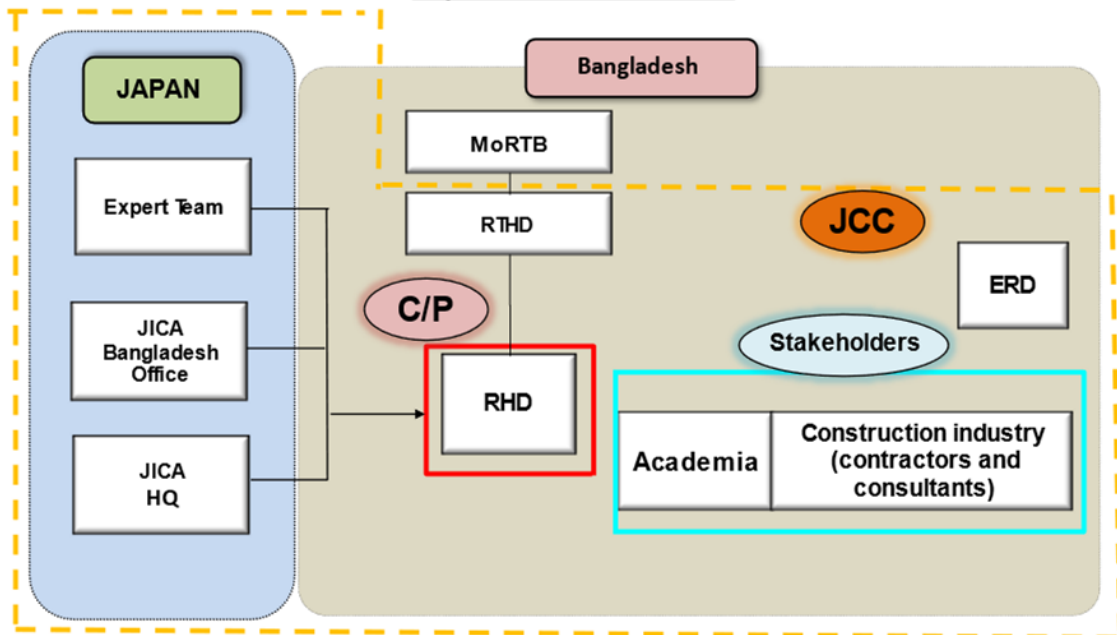
1.2 外部委託により民間事業者が実施した橋梁点検結果を評価する。	◎○	◎
1.3 橋梁補修・補強工事のロングリストを策定する。	◎	○
1.4 民間事業費への外部委託費含む橋梁維持管理に関する予算要求資料として、橋梁補修・補強の年間計画を策定する。	◎	○
1.5 民間事業者への橋梁維持管理業務委託に向けて現行の橋梁維持管理基準及びBridge Management System(以下、「BMS」という)マニュアルを改訂する。	○	◎
成果2 橋梁維持管理に携わる民間事業者による業務受託が可能となる。		
2.1 橋梁点検・評価マニュアル、橋梁補修・補強マニュアル等の既存マニュアルを改訂する。	○	◎
2.2 民間事業者へのOJT目的で実施するパイロット事業(橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事)に必要な民間事業者を調達する。	◎	○
2.3 民間事業者への委託によるパイロット事業(橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事)をRHD職員が監理する。	◎	○
2.4 民間事業者への委託により実施されたパイロット事業(補修・補強工事)の業務評価を行う。	◎	○
2.5 橋梁維持管理分野での民間事業者への外部委託に関し応札勧奨活動を行う。	◎	○
成果3 橋梁維持管理に携わる技術者等の育成に向けて、持続可能な人材育成体制が構築される。		
3.1 RHD職員及び民間事業者を対象とした橋梁維持管理研修プログラムの現況を評価する。	○	◎
3.2 橋梁関連の各種マニュアルを参照し、橋梁維持管理研修プログラムのカリキュラム及び教材を作成する。	○	◎

3.3 橋梁維持管理研修プログラムを行うトレーナー（RHD職員より選抜）を育成するための研修を実施する。	○	◎
3.4 トレーナーがRHD職員及び民間事業者向けのRHD職員及び民間事業者を対象とした研修実施に対して支援する。	○	◎
3.5 RHD職員及び民間事業者育成のためのOJT研修を実施する。	○	◎
3-6 RHDによる民間事業者が取得する橋梁維持管理技術者資格の認証制度の設立と、入札条件への資格制度の導入のための支援を行う。	◎	○

（２）バングラデシュ側実施体制と合同調整委員会（Joint Coordinating Committee : JCC）

プロジェクトを全般的に管理するため、6か月に1回程度JCCを開催する。また、必要に応じて追加で開催する。JCCには、RHDやJICAの他、RHDを監督する上位機関である道路交通総局（Road Transport and Highways Division、以下「RTHD」という。バングラデシュの交通政策の策定や道路輸送に関する法規制の整備を行う政府機関）と経済関係局（Economic Relations Division、以下「ERD」という。財務省の一部門であり、国際協的な経済協力や開発支援による外部資金を管理する機関）が参加予定である。他にも、バングラデシュ建設業協会（Bangladesh Association of Construction Industry : BACI）と学术界代表者（大学など）も参加予定である。同国において、RHDの人員不足などが原因で、一連の橋梁維持管理サイクル（点検、データ保全、損傷分析評価、劣化予測、ライフサイクルコスト検討、優先度判定、補修設計・工事）は未だ十分に定着できていない。かかる状況を受け、RHDは既に橋梁維持管理を一部民間に委託し、今後更なる委託化を目指しているものの、受注に十分な能力を持つ民間事業者は限られている。そのため本プロジェクトでは民間事業者の橋梁維持管理業務にかかる能力の向上を目指している。そのため、本プロジェクトではBACIに対して応札や研修への参加奨励を行い、大学に対して橋梁維持管理の人材育成のためのカリキュラムの改訂や民間事業者に対する再教育への参画を要請する等、バングラデシュ国内の省庁以外の組織と連携し、JCCに招集することとする。具体的な連携内容は民間事業者の意向も良く聴取しつつRHD、長期専門家、発注者、本業務従事者が協議し決定する。関係協力機関等の体制は下図の通り。

図 1: 本プロジェクトの関係機関等の体制



Notes

JCC: Joint Coordinating Committee
 MoRTB: Ministry of Road Transport and Bridges
 RTHD: Road Transport and Highways Division

ERD: Economic relations Division
 RHD: Roads and Highways Department

(3) 本邦技術の積極的な活用

我が国は、2013年を「社会資本メンテナンス元年」と位置付け点検、維持修繕に関する技術開発を積極的に推進しており、バングラデシュにおいてもこうした本邦技術の活用が期待される。例えば、バングラデシュには大河川が多く、橋梁に近接して点検を行うことが難しいため、ドローンセンサーによる点検の効率化等の導入が考えられる。また、橋梁維持管理にかかる技術者の不足を補うため、業務を効率化するような一次スクリーニング技術の適用等も検討する。導入可能性のある本邦技術の中から、現地の状況やニーズを踏まえて選定し、導入を検討する。

(4) 他ドナーとの連携

アジア開発銀行（Asian Development Bank : ADB）は「South Asia Subregional Economic Cooperation (SASEC)」プログラムの下、RHDの研修施設の拡張事業を実施中であり、2025年12月に完成予定である。拡張した施設内に、橋梁維持管理技術向上にかかる実技のために必要な機材も配備することが構想されている。本プロジェクトにおいて当該施設での研修を実施予定であり、これらの施設や機材を活用した効果的な研修を企画する。

また、韓国国際協力事業団（Korea International Cooperation Agency : KOICA）

がRHDに対しての橋梁維持管理の分野での協力を予定している。これらのADB、KOICA等、同分野で活動する開発機関と協議、調整を行い、協力内容の重複の排除、相乗効果の発現を図る。

(5) 技術移転の対象者とフィールドについて

本プロジェクトでは、道路の維持管理を担う行政組織であるRHDの技術者に対する技術移転とともに、維持管理業務の外注化を進める上での担い手となる民間事業者の能力向上のためのシステム作りを行うが、こうした官民の技術者の能力向上に現場のフィールドを通じたトレーニングが必要となる。

RHDは早期に全国の橋梁点検を完了するという意向を有しており、これらの橋梁の一部を技術移転のフィールドとして活用していくこととするが、対象橋梁の範囲については、本プロジェクト着手後、RHD、長期専門家、本業務従事者で協議を行い決定していく。

RHDは点検業務の民間委託を既に進めており、これを今後拡大していくことを考えているが、十分な技術を有する民間事業者は限られていること、RHDが民間事業者を監督するために必要な技術力を維持する必要があることから、点検業務は当面RHD職員と民間事業者が実施するものが混在することとなる。よって、RHD職員が自ら点検すべき対象橋梁および点検、補修設計、補修工事等の一連の維持管理業務を民間委託して実施することで民間事業者とこれを監督する職員の能力向上をはかるパイロット事業の対象橋梁の選定を後述する活動1-1の中で行う。これら橋梁を選定する際には、バングラデシュに存在する橋梁形式をバランスよくカバーすること、サイトへのアクセスの容易さ、補修工事のパイロット事業については適用工法の汎用性や民間事業者の技術力の制約にも留意する。

(6) パイロット事業の橋梁の選定について

本プロジェクトにおいて、点検、補修設計、補修工事等の一連の橋梁維持管理サイクルをパイロット事業として実施する予定である。パイロット事業の補修対象となる橋梁は、RHDの費用負担によりRHDが発注を行い実施する。補修設計については、本業務従事者が助言を行うことを前提に、汎用性の高い工法を用いる事業を選定することとするが、本プロジェクトの期間内で収まる程度の規模のものを選定できるようRHD、長期専門家と協議を行う。また、円借款で建設された橋梁が補修事例として汎用性があるものであれば、パイロット事業の対象とする可能性について積極的に検討する。²

² パイロット事業の対象となる橋梁の選定基準についてプロポーザルで提案すること。橋梁に対し点

(7) マニュアルの改訂について

現在の RHD の橋梁維持管理にかかるマニュアルには、一般橋梁にかかる維持管理及び BMS の利用方法については既に整備されている。一方、斜張橋やアーチ橋等の特殊橋梁は網羅されていない。特殊橋梁の記述の導入の要否とその内容について RHD、長期専門家と協議して検討する。

(8) DX の活用について

現在、RHD は橋梁点検を行う際、紙で点検結果を記録し、事務所に戻ってコンピュータに点検結果を入力している。かかる現状に対し、RHD はデジタル技術を用いた業務の効率化を検討している。例えば、BMS のソフトウェア改良及び現場作業を支援する橋梁点検アプリの開発、導入の費用については RHD が負担し、民間企業に委託してソフトウェア開発を行うこととしているが、その仕様等について RHD に対し助言する。タブレットやスマートフォンを用いて、直接 BMS に点検結果を入力することで、リアルタイムで点検結果の共有が可能になる他、データの整理が容易になり、業務の効率化が期待される。また、現在、RHD は BMS を用いて補修候補の橋梁のロングリストの作成を実施している。しかし、現行の BMS は合理的な基準に従って補修橋梁の優先順位を付ける機能は有していない。損傷の深刻さによる重みづけを考慮した補修橋梁の順位付けができるよう、BMS のソフトウェアを改良することで業務の効率化が期待される。³

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動 1-1：民間事業者への外部委託も含む橋梁点検の年間計画を策定する。

検・診断、補修設計・施工を行うことも考えられる点検・診断と補修設計・施工をそれぞれ別の橋梁で同時期に行う選択も可能である。例えば後者を採用し、補修のパイロット事業を橋梁の選定基準として、バングラデシュにおいて汎用性が高い工法を用いることなどが挙げられる。

³ 本プロジェクトにおいて活用可能性の高い橋梁維持管理にかかるデジタル技術をプロポーザルにて提案すること。例えば、タブレットを用いた点検結果の入力、補修橋梁の順位付けを可能にする BMS ソフトウェアの改良、振動や荷重、温度等のデータを収集するセンサーの導入、点検データやセンサーから得られた情報を AI が解析した診断の活用等が考えられるが、これに限らず広くアイデアを検討願いたい。

橋梁維持管理サイクルの最初のステップとして、点検の年間計画を策定する。年間計画策定に当たっては、RHD の組織および民間事業者の体制や技術力を踏まえ、職員自らが行う部分、外注により実施する部分を検討する。RHD は点検の民間委託を持続的に拡大する方向性を検討しているため、それを推進する施策、例えば、複数の案件をまとめて大型、長期案件化して発注する等、民間事業者側のインセンティブを確保した委託が推進されるよう発注制度の改善を提案する。これら計画策定、制度の企画については長期専門家が主に担うが、業務従事者は既存橋梁のデータ等の基礎的なデータの整理等を行うことでこの活動 1-1 を支援するとともに、成果 2 において取り組むパイロット事業のうち補修設計、工事の対象とする候補橋梁の状況を確認し、RHD および長期専門家と協議しつつ選定を行う。

活動 1-2：外部委託により民間事業者が実施した橋梁点検結果を評価する。

活動 1-1 を踏まえ、RHD 職員による点検および活動 2-3 によりパイロット事業（橋梁点検）が実施されるが、その点検結果を踏まえ、それぞれの橋梁について補修・補強の必要性およびその緊急性を RHD が評価する。この評価は現時点では、職員が中心となって行うことを想定しているが、その担い手に民間事業者や外部有識者等の活用の要否の検討、また職員が評価を行う際の日常的な助言、評価に関する技術力の定着度判定、改善に関する助言については長期専門家が担当する。業務従事者は、民間事業者が実施した点検結果の一部をレビューし、点検の品質をチェックするとともに、RHD 職員が手本とする評価見本を作成する。評価見本は、評価の考え方を詳しく解説したものとする。

活動 1-3：橋梁補修・補強工事のロングリストを策定する。

活動 1-2 の評価結果を参照し、橋梁補修・補強工事を遂行するためのロングリストの作成業務について RHD を補助する。長期専門家は補修・補強の優先順位をつける基準の明確化を支援する。業務従事者はロングリスト作成のため、活動 1-5 を通じて改良される BMS の活用方法について OJT 等を通じて技術移転を行う。

活動 1-4：民間事業者への外部委託費含む橋梁維持管理に関する予算要求資料として、橋梁補修・補強の年間計画を策定する。

近年、バングラデシュにおいて橋梁維持管理の必要性が高まり、RHD が予算の増額を関係省庁に訴えてきたこともあり、RHD に割り当てられる橋梁維持管理にかかる予算は増加傾向にある。しかし、ロングリストを基に、補修や補強に係る予算要求資料を作成する経験は不足している。RHD による継続

的な予算の確保を目指し、活動 1-3 で策定したロングリストを基に、合理的な根拠を示した上での予算要求、年間の補修・補強計画の策定に対して長期専門家が助言を行うが、受注者は必要に応じて関連するデータ整理、資料作成等を行う。

活動 1-5：民間事業者への橋梁維持管理業務委託に向けて現行の橋梁維持管理基準及び BMS マニュアルを改訂する。

RHD は主に点検について民間事業者への委託を進めてきたが、点検にかかるガイドラインや報告書のフォーマットが統一されておらず、委託先の民間事業者はそれぞれ独自のガイドラインに基づいて橋梁点検の報告書を作成している。業務従事者は民間委託する点検の手法と報告書のフォーマットを統一化するための標準仕様書（点検の方法を規定するガイドラインとして活動 2-1 で更新されるマニュアル類を適宜引用し、提出成果物の様式等を規定したもの）の案を提案する。

また、RHD は、BMS のソフトウェアの改修を民間事業者に委託することを検討している。受注者は、BMS による損傷の深刻さによる重みづけを考慮した補修橋梁の順位付けの支援を可能にする等、RHD の業務効率化が期待される BMS ソフトウェア改修になるよう、仕様書の内容について RHD に提言する。現場作業を支援する橋梁点検アプリの開発についても RHD が民間事業者に発注する仕様書の内容について RHD に助言を行う。

② 成果 2 に関わる活動

活動 2-1：橋梁点検・評価マニュアル、橋梁補修・補強マニュアル等の既存マニュアルを改訂する。

『橋梁維持管理プロジェクト（2015 年～2018 年）』において、一般橋梁や BMS の利用にかかるマニュアルが整備され、現在でも広く使用されている。これらのマニュアルについて、バングラデシュの橋梁における損傷や補修事例の知見を踏まえ、改訂を行う。例えば、現行のマニュアルでは橋梁における同種の損傷が複数あった場合も損傷が一つの場合と同様の診断結果となるが、損傷数も踏まえた補修の必要性を反映する評価・診断となるよう改訂することが想定される。また、斜張橋やアーチ橋等の特殊橋梁にかかる維持管理に関する規定の追加が必要かどうか、またその内容について RHD と協議し、必要に応じて追記する。さらに、活動 1-5 で BMS についてソフトウェアの改修が見込まれているため、最新のソフトウェアに対応したマニュアルに改訂する。

活動 2-2：民間事業者への OJT 目的で実施するパイロット事業（橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事）に必要な民間事業者を調達する。

RHD 職員による民間事業者を調達するための仕様書の作成、公示、入札、契約交渉にかかる業務を、パイロット事業を通じて長期専門家が支援するが、業務従事者は必要に応じて補助的な資料作成等を行う。

活動 2-3：民間事業者への委託によるパイロット事業（橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事）を RHD 職員が監理する。

民間事業者に委託して実施するパイロット事業について、予算、進捗管理、関係者との調整などの RHD 職員が行うマネジメント業務を支援する。

業務従事者は、補修・補強設計への助言、参考資料の作成、構造計算等のチェック等を行い、その設計思想、設計上の留意点を RHD 職員に説明し、仕様書作成を支援する。また、その工事実施上の留意点を RHD 職員および施工業者に解説する。また、業務従事者は成果 3 の活動として行う研修の教材に活用することを念頭に、設計および施工プロセスを適宜記録する。

活動 2-4：民間事業者への委託により実施されたパイロット事業（補修・補強工事）の業務評価を行う。

民間事業者が実施した橋梁補修・補強事業について業務従事者は RHD 及び長期専門家と共に効率性、品質を評価する。また、業務評価を通じて得られた施工及びその管理に関する教訓を RHD 職員や民間事業者に対する研修の内容に反映する。

活動 2-5：橋梁維持管理分野での民間事業者への外部委託に関し応札勧奨活動を行う。

民間事業者の橋梁維持管理業務への参入を促すため RHD が行っている取り組みを広く周知するとともに、RHD が行う民間事業者への入札案件の周知を図る仕組みの改善を図る。これら入札公示は、現在はレター発出とウェブサイトでの公示が主な手段であるが、業務従事者は内容や発信媒体についての改善、入札説明会の開催や Q&A セッションの開催等の取り組みについて提案を行う。また業務従事者は、関連する仕様書、マニュアル類、外部委託業務の実施状況について、民間事業者に対するセミナー、各種勉強会、現場視察等の理解増進のための活動を提案し、その実施に際して必要となる説明資料作成等の支援を行う。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：RHD職員及び民間事業者を対象とした橋梁維持管理研修プログラムの現況を評価する。

RHDは所属する技術者・技能者の技術レベルを向上するために、研修センターを所有しており、講義による座学・コンピュータ演習などを実施している。しかし、現時点で民間事業者を対象とした研修は実施していない。橋梁維持管理に関連する外部委託の推進のためには民間の技術者・技能者の技術レベル向上が必要であることから、RHDは、RHD職員と民間事業者の両者を対象とした橋梁維持管理研修プログラムを計画、実施する予定である。受注者は、RHDが橋梁維持管理業務を民間事業者に委託する意向であることを踏まえ、RHD及び長期専門家と協議し、既存の橋梁維持管理に関する研修プログラムの見直しを行う。なお、ADBの支援により現在は40人程度の収容人員である研修施設の教室に加え300人程度が収容できる講堂が建設され、実地研修のための機材の整備をされる予定である。他ドナーの支援も踏まえ、橋梁維持管理研修プログラムの見直しの論点および方向性を取りまとめる。

活動3-2：橋梁関連の各種マニュアルを参照し、橋梁維持管理研修プログラムのカリキュラム及び教材を作成する。

受注者は活動3-1の検討を踏まえ、RHD、長期専門家と協議しつつ、活動2-1で改訂した橋梁維持管理の各種マニュアルを活用して、RHD職員と民間事業者に対して行う研修のカリキュラムと教材をRHD、長期専門家と協議しつつ作成する。⁴

活動3-3：橋梁維持管理研修プログラムを行うトレーナー（RHD職員より選抜）を育成するための研修を実施する。

受注者は、RHDが持続的にRHD職員や民間事業者に対して研修を行えるよう、RHD職員からトレーナーを選出し研修を行う。トレーナーは経験値の高い職員から選出することを想定している。また、受注者はトレーナーに対し、活動3-2で作成したカリキュラムや教材の内容についての理解の促進に加え、指導の方法等、トレーナーの役割を果たすために必要なスキルの習得を目指し、研修を行う。

⁴ カリキュラムの作成方針についてはプロジェクト開始後にRHD、長期専門家と協議することとするが、プロポーザルにて提案すること。カリキュラムは本プロジェクト開始後、RHD、長期専門家とも協議しつつ作成していくことになるが、現時点で想定される作成の基本的な方向、留意点およびRHDとの協議のポイントについてプロポーザルにて提案すること。

活動 3-4：トレーナーが RHD 職員及び民間事業者向けの RHD 職員及び民間事業者を対象とした研修実施に対して支援する。

RHD のトレーナーが民間事業者と RHD 職員に対して行う座学と実技研修両方の研修について業務従事者は支援を行う。例えば、実施中に講師が質疑応答等に窮することがあればサポートを行う。また、実施後にトレーナーに対しフィードバックを行い、次回以降の研修に向けた改善を図る。

活動 3-5：RHD 職員及び民間事業者育成のための OJT 研修を実施する。

RHD のトレーナーが民間事業者と RHD 職員に対し、実技研修を行う予定であるが、業務従事者はその活動に対する支援を行う。実技研修は成果 2 に記載したパイロット事業の現場を活用して行う。点検のパイロット事業については、民間事業者の点検後に足場等を活用して実技研修参加者が点検の実習等が想像されるが、受注者はその準備と結果の講評、改善点の指摘等の指導を行う。補修設計のパイロット事業については、設計資料を活用して実技研修参加者に演習を行わせる等の OJT を行う。補修工事のパイロット事業については、実技研修参加者はこれを見学することを通じて施工技術や監督検査方法を学ぶこととし、受注者は実技研修参加者に解説を行うとともに工事現場の施工記録やビデオ録画を活用した研修教材の作成を行う。OJT の内容については上記の記述に限定せず、より良い OJT とするよう、業務従事者は柔軟にその内容を見直し、これを実施する。

活動 3-6：RHD による民間事業者が取得する橋梁維持管理技術者資格の認証制度の設立と、入札条件への資格制度の導入のための支援を行う。

本プロジェクトにおいて、橋梁維持管理業務の委託先の技術の底上げのため、活動 3-4、活動 3-5 の通り民間事業者への研修を予定している。民間事業者が研修に参加する上でのインセンティブとして、橋梁維持管理技術者資格の認証制度を設立予定である。具体的には、RHD が橋梁維持管理業務を発注する際、研修修了者を現場に配置することを入札条件に組み入れることを想定している。長期専門家は、導入する資格制度、資格認定取得のための試験の導入や更新制度の要否、内容について RHD に対して提案をする。業務従事者は RHD との協議に参加するとともに、技術的な提案、関係資料の提供を行う。

(2) 本邦研修・招へい

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。
本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本における橋梁維持管理の技術、研修施設、政策にかかる知識を習得する。
実施回数	合計 2 回
対象者	RHD 職員、バングラデシュ国内の橋梁維持管理に関連する民間事業者等
参加者数	約 9 名/回
研修日数	約 15 日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースラインを把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニ

タリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	契約締結後約 1 か月以内	日本語 英語	電子データ	-
モニタリングシート ver.1 ~ ver.5	契約締結後約半年毎	英語	電子データ	-
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	電子データ	-

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）事業完了報告書

業務を通じて作成された資料等を事業完了報告書に添付して提出する。

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

2015年7月10日から2018年12月31日までの3年5カ月の期間で、『橋梁維持管理プロジェクト』として橋梁セクターにおける技術協力プロジェクトが実施された。このプロジェクトにおいて、橋梁維持管理のマニュアルを作成し、現在でもバングラデシュにおける技術者の間で広く使用されている。本プロジェクトにおいて、これらマニュアル類を改訂する。また、研修教材を作成する。

- （１）Bridge Maintenance Management Standard（Revised）
- （２）Bridge Inspection and Evaluation Manual（Revised）
- （３）Bridge Rehabilitation and Strengthening Manual, Part 1 Method（Revised）
- （４）Bridge Rehabilitation and Strengthening Manual, Part 2 Cost Estimate
（Revised）
- （５）Bridge Management System (BMS) Manual for System Administrators
（Revised）
- （６）Bridge Management System (BMS) Manual for Bridge Management Wing

(Revised)

(7) Bridge Management System (BMS) Manual for Inspector & Evaluator

(Revised)

(8) Bridge Management System (BMS) Manual for Public Users (Revised)

(9) Institutional Development Plan (Revised)

(10) 研修教材

(11) パイロット事業の事業記録

(12) 橋梁維持管理業務の外部委託にかかる標準図書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の種別	見積の取扱
1	プリンター	コピー及びスキャン機能を有するもの	1	事業用物品	本見積

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、プロポーザルで提案すること（当該業務の内容・方法及び再委託による必要がある理由を詳述する）

2	インターネットサーバー	Bridge Management System 管理のためのサーバーとして。容量は3TB程度。	1	供与機材	本見積
3	伸縮性はしご	橋梁点検の機材として	2	供与機材	本見積
4	ポールカメラ	橋梁点検の機材として	2	供与機材	本見積
5	ドローン	橋梁点検の機材として	2	供与機材	本見積
6	高圧洗浄機	橋梁維持管理の機材として	2	供与機材	本見積
	発電機	上記の高圧洗浄機の電源の供給のため	2	供与機材	本見積

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：

和名 持続的な橋梁維持管理能力向上プロジェクト

英名 The Project for Capacity Building on Sustainable Bridge Maintenance and management in Bangladesh

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における運輸交通セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
バングラデシュ人民共和国では、堅実な経済成長を背景とした人流・物流の増加に伴い、国内輸送需要は年間約 8%の伸びを示している（バングラデシュ計画省総合経済局（General Economics Division, Bangladesh Planning Commission）、2020 年）。輸送需要の増加に伴い同国の道路・橋梁への負担も増加しており、同国の国家計画「展望計画 2021-2041（Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041）（2020 年 3 月策定）」では、輸送需要のうち約 8 割を占める道路輸送について、適切な道路維持管理による強靱性のある道路輸送ネットワークの確保が重要課題の一つとして掲げられている。同国の道路ネットワークの特徴として、大小の河川が道路を寸断しており橋梁整備の必要性が高いことが挙げられる。それゆえ同国では我が国の有償資金協力による橋梁整備を含め多数の橋梁建設事業が実施されてきた。

これらの橋梁の維持管理について、JICA は同国の道路交通橋梁省道路・国道部（Roads and Highways Department, Ministry of Road Transport and Bridges。以下、「RHD」という）をカウンターパートとした技術協力「橋梁維持管理プロジェクト」（2015 年度～2018 年度）、技術協力「道路橋梁維持管理アドバイザー」（2021 年度～2023 年度）等を通して、橋梁の管理に用いるソフトウェアである橋梁マネジメントシステム（Bridge Management System。以下、「BMS」という）の整備、橋梁維持管理に係る各種マニュアル及び研修計画の整備を支援してきた。他方で、一連の橋梁維持管理（点検、データ保全、損傷分析評価、劣化予測、ライフサイクルコスト検討、優先度判定、補修設計・工事）を行うための RHD の人員が不足している。かかる状況のもと、RHD は橋梁維持管理に係る業務の民間委託を進めている。しかし、橋梁維持管理業務を受注できる民間事業者の数は限られ、また RHD の発注能力も十分とは言えないために橋梁維持管理が計画通りに実施されない等の課題が生じている。

このような状況を踏まえ、RHD から、民間事業者を活用した橋梁維持管理能力の強化を目的とした協力が JICA に要請された。本事業では RHD 及び民間事業者の橋梁維持管理能力の強化と持続可能な人材育成体制の確立を図り、RHD による民間事業者への橋梁維持管理業務の委託を通じて、一連の橋梁維持管理サイクルが整備され、同国の橋梁維持管理の強化に寄与することを目的に実施する。

- (2) 当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

我が国の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針（2018 年 2 月）では重点分野の一つに「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」

を掲げており、本事業はこの中で運輸交通インフラの建設・維持管理等を含む「全国運輸交通ネットワーク整備プログラム」に位置づけられる。

「対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）」においては、「連結性強化」を主要な重点課題として掲げ、道路の維持管理支援を継続することが記載されており、本事業はその方針に合致する。また、運輸交通分野の課題別事業戦略（JICA グローバルアジェンダ）（2022年6月）のクラスターの一つに道路インフラの長寿命化を目的とする「道路アセットマネジメント」があり、本事業は同クラスターに位置づけられる。加えて、本事業は、SDGs ゴール 9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化促進及びイノベーションの促進を図る」のターゲット 9.1「すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する」の達成に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

バングラデシュの道路・橋梁を含む運輸セクターは JICA、アジア開発銀行（ADB）が主要ドナーである。ADB は、South Asia Subregional Economic Cooperation (SASEC) プログラムの下、Dhaka-Sylhet Corridor Road Investment Project-Tranche 1（2021年承諾）にて、ダッカ・シレット間の高速道路の拡幅を支援している。また、同プログラムで支援する Dhaka-Northwest Corridor Road Project, Phase 2-Tranche 2（2019年承諾）にて、RHD が所掌している RHD Training Center（以下、「RHDTTC」という）の研究所及び宿泊施設の改修支援を行っている。

（4）附帯する円借款との関係性

円借款を通じたバングラデシュ国の道路・橋梁セクターへの協力実績は以下の表 1 の通り、同国内全域に及ぶ。本プロジェクトにおいて、RHD の橋梁維持管理能力が向上することで、円借款により建設された橋梁が適切に維持管理されることが期待される。また、本プロジェクトのパイロット事業の対象橋梁については円借款で建設された橋梁の維持管理を優先的に選定する方針である。

表 1 有償資金協力に関する実績

案件名	協力開始月 ／調印月	協力額 (百万円)
1 ジャムナ多目的橋建設事業	1994.06	21,290
2 パクシー橋建設事業(E/S)	1995.10	15,831
3 ジャムナ橋アクセス道路事業	1997.07	6,206
4 ルプシャ橋建設事業	2001.03	8,300
5 東部バングラデシュ橋梁改修事業	2009.03	7,824
6 チッタゴン環状道路建設事業	2010.03	9,096
7 カチプール・メグナ・グムティ第 2 橋建設・ 既存橋改修事業	2013.03	81,675
8 西部バングラデシュ橋梁改良事業	2015.12	29,340
9 クロスボーダー道路網整備事業（バングラデ	2016.06	28,698

	シュ)		
10	チョットグラム - コックスバザール幹線道路整備事業	2020.08	55,729

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、バングラデシュにおいて、RHD 及び民間事業者の橋梁維持管理能力の強化と、持続可能な人材育成体制の確立を行うことで RHD と民間事業者との連携を通じた一連の橋梁維持管理サイクルの整備を図り、もってバングラデシュ国内における橋梁維持管理の強化に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュ国全土（人口：約 1.65 億人、面積：14 万 7 千平方キロメートル）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：RHD の橋梁維持管理課（Bridge Management Wing, BMW）の技術者 36 名、橋梁維持管理業務を担う民間事業者の技術者、約 2500 人（推定）

最終受益者：バングラデシュ国内の橋梁・道路利用者

(4) 総事業費（日本側）：3.3 億円

(5) 事業実施期間：2024 年 10 月～2027 年 10 月を予定（計 37 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：道路交通橋梁省 道路・国道部（Roads and Highways Department, Ministry of Road Transport and Bridges, RHD）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣

長期専門家（36M/M）：チーフアドバイザー

短期専門家（合計約 50M/M）：

総括/橋梁維持管理計画、橋梁点検・診断、橋梁補修・補強、橋梁維持管理システム、研修計画、広報、本邦研修運営

② 研修員受け入れ：橋梁維持管理技術（2 回）

③ 機材供与：橋梁点検用機材一式、サーバーのハードウェア

2) バングラデシュ国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

③ 橋梁補修パイロット事業の費用

④ 機材：BMS ソフトウェアの機能拡張費用

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は同国において、円借款「カチプール・メグナ・グムティ第 2 橋建設及び既存橋改修事業（Ⅰ）」（2012 年度承諾）、円借款「カチプール・メグナ・グムティ第 2 橋建設及び既存橋改修事業（Ⅱ）」（2017 年度承諾）、円借款「クロスボーダー道路網整備事業（バングラデシュ）」（2016 年度承諾）

等の有償資金協力により数多くの橋梁の建設を支援した。本案件において、同国の橋梁維持管理能力の向上をもって、円借款により建設された橋梁の適切な維持管理に貢献することが期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2.(3)の通り、ADBは「South Asia Subregional Economic Cooperation (SASEC) プログラムの下、Dhaka–Sylhet Corridor Road Investment Project-Tranche 1 (2021年承諾)にて、ダッカ・シレット間の高速道路の拡幅を支援しており、本プロジェクトにより、ADBの支援により建設された道路の維持管理に資することが想定される。また、同プログラムにおいて Dhaka-Northwest Corridor Road Project, Phase 2-Tranche 2 (2019年承諾)にて、RHDTCの研究所及宿泊施設を建設中であり、本プロジェクトの方向性に合致した研修施設の整備及び試験機材の供与などが行われるように、RHDを通じてADBと調整する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業が計画している橋梁補修に係る能力向上が図られ、橋梁が適切に補修されることで、より災害に強いインフラとなることが期待され、気候変動適応策に位置付けられる可能性がある。また本事業実施により、橋梁劣化防止による交通渋滞の未然防止及び橋梁の維持管理能力向上による橋梁の延命化を通じ、橋梁の新設に係り製造過程でCO₂を発生するコンクリート等の使用量が低減されればGHG排出量の削減に繋がることが期待されるため、本事業は気候変動緩和策に資する可能性がある。

また、BMS等のDX技術を活用して、橋梁維持管理の効率化を図る。

3) ジェンダー分類：【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」
〈活動内容/分類理由〉

調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、本事業において、女性の人材育成の促進と、ジェンダーに関連するデータ収集に取り組む予定。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

バングラデシュ国内における橋梁維持管理が強化される。

・指標及び目標値：

1) RHDが管轄する全10ゾーンにおいて、橋梁点検計画に従って、定期点検が実施される。

2) 橋梁損傷区分「D」の数(または割合:%)が全国でXX以下となる。(※数字はプロジェクト開始後に決定する)

(2) プロジェクト目標: RHD と民間事業者との連携を通じた、一連の橋梁維持管理サイクルが整備される。

・指標及び目標値:

- 1) 一連の橋梁維持管理サイクルに沿って実施される橋梁補修・補強パイロット工事の件数がXX件以上に達する。(※数字はプロジェクト開始後に決定する)
- 2) 橋梁補修・補強パイロット工事の完工度が、プロジェクトで設定される要件を満たす。

(3) 成果

成果1: RHD の橋梁維持管理能力が向上する。

成果2: 橋梁維持管理に携わる民間事業者による業務受託が可能となる。

成果3: 橋梁維持管理に携わる技術者等の育成に向けて、持続可能な人材育成体制が構築される。

(4) 主な活動

【成果1に係る活動】

- 1-1 民間事業者への外部委託も含む橋梁点検の年間計画を策定する。
- 1-2 外部委託により民間事業者が実施した橋梁点検結果を評価する。
- 1-3 橋梁補修・補強工事のロングリストを策定する。
- 1-4 民間事業費への外部委託費含む橋梁維持管理に関する予算要求資料として、橋梁補修・補強の年間計画を策定する。
- 1-5 民間事業者への橋梁維持管理業務委託に向けて現行の橋梁維持管理基準及びBMS マニュアルを改訂する。

1-6

【成果2に係る活動】

- 2-1 橋梁点検・評価マニュアル、橋梁補修・補強マニュアル等の既存マニュアルを改訂する。
- 2-2 民間事業者へのOJT 目的で実施するパイロット事業(橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事)に必要な民間事業者を調達する。
- 2-3 民間事業者への委託によるパイロット事業(橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事)をRHD 職員が監理する。
- 2-4 民間事業者への委託により実施されたパイロット事業(補修・補強工事)の業務評価を行う。
- 2-5 橋梁維持管理分野での民間事業者への外部委託に関し応札勧奨活動を行う。

【成果3に係る活動】

- 3-1 RHD 職員及び民間事業者を対象とした橋梁維持管理研修プログラムの現況を評価する。
- 3-2 橋梁関連の各種マニュアルを参照し、橋梁維持管理研修プログラムのカリキュラム及び教材を作成する。
- 3-3 橋梁維持管理研修プログラムを行うトレーナー(RHD 職員より選抜)を育成するための研修を実施する。
- 3-4 トレーナーがRHD 職員及び民間事業者向けのRHD 職員及び民間事業者を対

象とした研修実施に対して支援する。

3-5 RHD 職員及び民間事業者育成のための OJT 研修を実施する。

3-6 RHD による民間事業者が取得する橋梁維持管理技術者資格の認証制度の設立と、入札条件への資格制度の導入のための支援を行う。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- ・橋梁維持管理に必要な予算が、バングラデシュ政府によって継続的に配賦される。
- ・本プロジェクトで育成される主要な RHD 職員が関連部署で職務を継続する。
- ・政治的な問題などにより、国内移動や現場活動が大幅に制限されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

エチオピア国「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」（評価年度 2017 年）の教訓では、事業完了以降、現実的な年間維持管理計画が作られず、計画どおりの実績が上がりなかった。よって、実施機関の財政的維持管理能力が十分でない国においては、事業実施中に、JICA が現実的な年間維持管理計画を策定することを助言することにより、実施機関の維持管理計画の策定能力の向上を図るべきとの教訓が得られた。

本事業では、実施機関が点検結果を踏まえた年間の橋梁維持管理計画を策定するのは初の試みになることから、非現実的な年間維持管理計画を作成することがないように、毎年、実施機関が年間計画を作成する時期に、人員体制や予算の制約を考慮した適切な計画になるよう、専門家が年間維持管理計画の策定に助言することをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、橋梁維持管理能力向上の推進を通じて国内及び周辺地域の円滑な交通に資するものであり、SDGs ゴール 9「産業と技術革新の基盤づくり」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. の通り。

(2) 今後の評価スケジュール

ベースライン調査 事業開始 6 カ月以内

事後評価 事業終了 3 年後

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。



共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

橋梁維持管理

<派遣の目的>

本プロジェクトのチーフアドバイザーとして、別途契約される短期専門家とも協力して、道路・橋梁の適切な維持管理体制の構築（民間への委託含む）に向け、カウンターパートと協働しつつ現状の課題分析、対策支援を行う。プロジェクトで期待される成果は下欄のとおりであるが、特にチーフアドバイザーには、日本国内で発注者として業務に従事してきた経験を活かして、民間委託による維持管理サイクルを回していくにあたり、発注者側である RHD の事業監理能力向上、橋梁維持管理の年間計画策定や受注者評価確立といった制度整備についての貢献が期待されている。

<活動内容>

- ・チーフアドバイザーとして、年間計画（専門家派遣計画、研修員受入計画、在外事業強化費執行計画、パイロット実態調査計画）の策定、トラブルシューティング等、本プロジェクトの運営管理を主導的に行う。
- ・民間事業者への外部委託も含む橋梁点検の年間計画の策定について RHD に助言・指導を行う。
- ・外部委託により民間事業者が実施した橋梁点検結果の評価について RHD に助言・指導を行う。
- ・点検結果を踏まえた橋梁維持管理のロングリストの策定について RHD に助言・指導を行う。
- ・民間事業費への外部委託費含む橋梁維持管理に関する予算要求資料として橋梁補修・補強の年間計画を策定する業務について RHD に助言・指導を行う。
- ・RHD に対し、パイロット事業の対象となる橋梁の選定にかかる助言を行う。（日本の ODA によって建設された橋梁を優先的に選定する。）
- ・民間事業者への OJT 目的で実施するパイロット事業（橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事）に必要な民間事業者を調達する業務について RHD に助言・指導を行う。
- ・民間事業者への委託によるパイロット事業（橋梁点検、補修・補強設計、補修・補強工事）の監理業務について RHD に助言・指導を行う。

- ・ 民間事業者への委託により実施されたパイロット事業（補修・補強工事）の評価業務について RHD に助言・指導を行う。
- ・ 橋梁維持管理に関する研修運営体制の形成に関して RHD に助言、指導を行う。
- ・ 橋梁維持管理技術者資格の認証制度の設立について、RHD に対し助言・指導を行う。
- ・ 本邦研修での訪問先について短期専門家と本部担当者に推薦する。
- ・ RHD に対し、橋梁維持管理にかかる本邦技術を紹介し、導入を支援する。
- ・ 官民パートナーシップ（PPP）に関連する調査対応を行う。
- ・ その他、道路橋梁に関する機構からの要望に対応する。

<期待される成果>

1. RHD の橋梁維持管理能力が向上する。
2. 橋梁維持管理に携わる民間事業者による業務受託が可能となる。
3. 橋梁維持管理に携わる技術者等の育成に向けて、持続可能な人材育成体制が構築される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：橋梁維持管理にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務の契約期間は 2024年 12月～2027年 10月を想定

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 52.30人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月3.80を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 全48回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本業務については、再委託を想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
- 本プロジェクトの R/D

2) 公開資料

- [バングラデシュ国 橋梁維持管理プロジェクト事業完了報告書](#) - jica.go.jp

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	有／無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

官公庁や教育機関では英語が使用されており、CPとの間では英語可ですが、現地での研修等でのコミュニケーションはベンガル語となる場合があります。

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2）現地での行動にかかる注意点

現地での行動については、以下の点を留意してください。

- ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ JICA 事務所の承認を得る。
- 継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得る。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- 日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず狙われにくくする。
- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。

- 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案すること

をプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

240,904,000円（税抜）

なお、定額計上分 13,035,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（2）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（3）定額計上について

上述（1）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかか る経費	第2章 特記仕 様書案 第4条 業務の内容 2. (2) 本邦研修・ 招へい	13,035,000円	事前業務(3号 0.4 人月及び5号1人月 で想定、提案は原則 認めない)、及び同 行(現時点では3号 0.5人月を想定：研 修内容を踏まえ提 案、見直し可)、直 接経費各2回分	国内 業務 費

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、ダッカ市、チョットグラム市、及びコックスバザール市の宿泊料については、格付特号、1号まではそれぞれガイドラインのとおり

り、2～6号は一律 15,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逓減は適用しません。

以上

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)